

ふたば便利

ふたば税理士法人

2010年3月号 (Vol. 91)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 キタビル7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

◆平成22年度税制改正◆

1月号でもお知らせした平成22年度の税制改正のうち、**法人税関係の改正**の主な内容をお知らせします。なお、正式な決定は税制改正法案が国会を通過した後です（3月中の予定）。

1. 業務主宰役員給与の一部損金不算入制度の廃止

一定の条件に該当する場合、業務を主宰する役員（通常は社長）の給与の一部が会社の経費になっていっていませんでしたが、この制度が廃止されます。ただし、来年度（平成23年度）の税制改正ではこれに代わる改正が行われる予定です。

2. グループ会社に関わる税制の整備

ある会社が別の会社の株を100%持っている場合の親子会社間や、同一の人物が100%の株を持っている兄弟会社間（100%グループ内の法人間）で行われた取引がなかったものとされる制度などができました。具体的な扱いには次のようなものがあります。なお、要件に合致する場合には、中小企業であっても強制適用となるので注意が必要です。

- ・ 100%グループ内の法人間で資産の売買が行われた場合、それによって発生した売却損益はなかったものとされます。
- ・ 100%グループ内の法人間で行われた寄付（実質的に寄付とされたものも含まれると思われます）は支出側の法人では全額経費にならず、その代わり受領側の法人でも収入にはなりません。
- ・ 資本金5億円以上の大会社の100%子会社には、以下の制度が適用されません。
(イ) 中小企業の軽減税率 (ロ) 特定同族会社の特別税率の不適用 (ハ) 貸倒引当金の法定繰入率
(ニ) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度 (ホ) 欠損金の繰戻しによる還付制度

3. 各種特例の延長

(1) 少額減価償却資産の特例延長

中小企業が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合、年間300万円までは全額経費にできますが、この制度が平成24年3月31日まで2年間延長されます。

(2) 交際費の損金不算入制度の特例延長

大企業については交際費の全額、中小企業については交際費の10%が経費にならない制度が平成24年3月31日まで2年間延長されます（実はこの制度、形を変えながら昭和29年から延長され続けている特例です）。なお、中小企業が経費にできる交際費の限度額は最大でも540万円です。

冬季オリンピックは盛り上がりましたね！メダルが期待されながらとれなかった選手や、金メダルが期待されながらとれなかった選手には、ぜひ、次のオリンピックで雪辱をはたしてほしいものです。それにしても今回のオリンピック会場、屋外は雨が降ったり、霧が出たりと大変だったようです。旭川の雪質は最高ですよ！！

(私はウィンタースポーツをしませんけど・・・) 俊

